

佐久市罹災証明書（住家用）
被災届出証明書発行マニュアル
（概要版）

総務部 税務課

— 目次 —

I	罹災証明書	1
1	罹災証明書について	1
2	罹災証明書発行までの流れ	2
3	罹災証明書の申請	3
II	被災届出証明書	6
1	被災届出証明書について	6
2	被災届出証明書発行までの流れ	6
3	被災届出証明書の申請	7

I 罹災証明書

1 罹災証明書について

(1) 罹災証明書とは

罹災証明書は、自然災害により**住家**に受けた被害について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、佐久市が被害の程度を判定し、証明するものです。

農業用施設に係る罹災証明書は農政課、商業・工業用施設に係る罹災証明書は商工振興課での発行となります。

【罹災証明書様式】

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	佐久市中込3008		
世帯主氏名	佐久 太郎		
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	佐久 太郎	世帯主	〇〇歳
	佐久 花子	妻	〇〇歳
	佐久 健太郎	子	×歳
罹災原因	令和〇年〇月〇日 〇日の台風〇〇号による		
被災住家 [※] の所在地	佐久市中込3008		
住家 [※] の被害の程度	半壊		
浸水区分			
※住家とは、専らに居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していること)をいう。のために使用している建築物のこと。(被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)			
備考			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和〇年 〇月 〇日

佐久市長

印

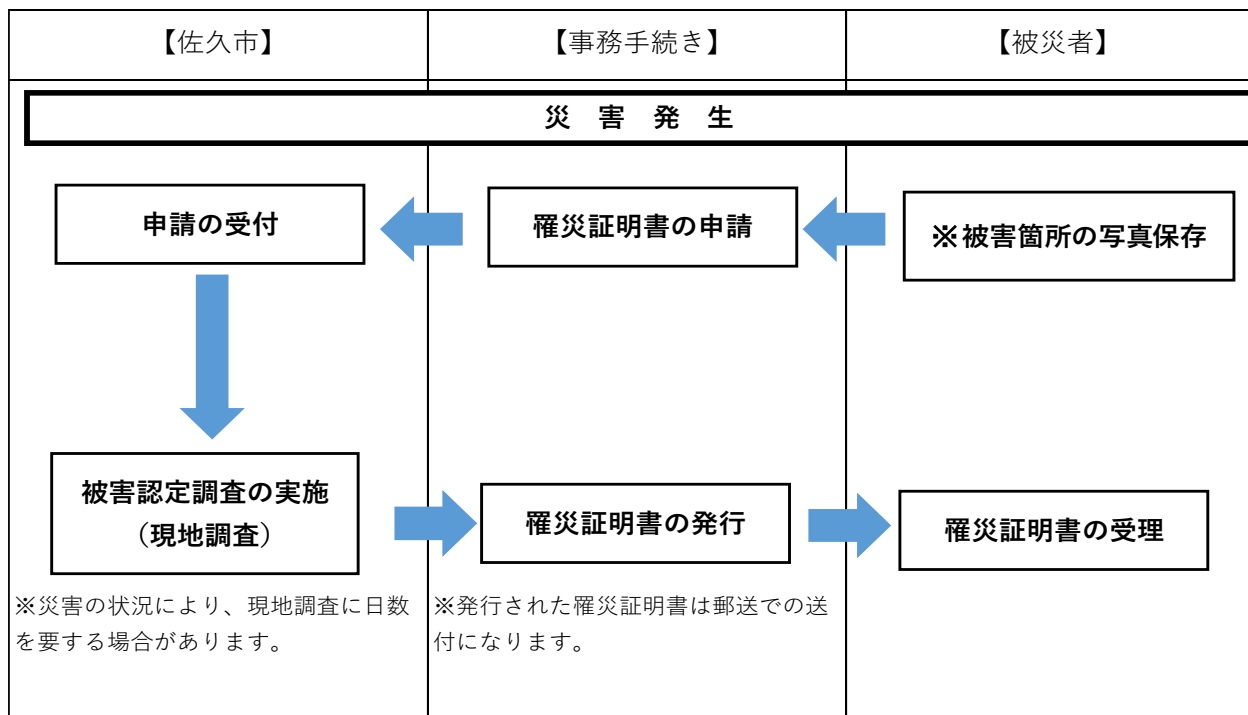
(2) 住家被害認定とは

災害に係る住家の被害認定とは、地震や風害等の災害により被災した住家の被害程度を認定することをいい、被害区分は、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「一部損壊」の6区分に分けられます。

被害の程度	認定基準
全壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上の割合に達したものの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が、その住家の50%以上の割合に達したものの。
大規模半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が40%以上50%未満の割合に達したものの。
中規模半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害がその住家の30%以上40%未満の割合に達したものの。
半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害がその住家の20%以上30%未満の割合に達したものの。
準半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害がその住家の10%以上20%未満の割合に達したものの。
一部損壊	準半壊に至らないもの。

※被害程度の認定は、現地調査等により決定しますので、申請時に被害程度の回答はできません。

2 罹災証明書発行までの流れ



※被災により写真がない場合でも申請は可能です。

3 罹災証明書の申請

(1) 罹災証明書申請

① 申請書受付窓口は、佐久市役所税務課及び臼田・浅科・望月支所になります。また、郵送・ながの電子申請でも申請は可能ですが、郵送・電子申請は本庁のみの対応となります。

※大規模災害発生時は、特設会場等を設ける場合があります。

② 受付開始は災害直後より開始します。

※申請書の受付締め切りは設けませんが、時間の経過により災害との因果関係の確認が困難となるため、概ね2ヶ月以内に申請をしていただきますようお願いします。

※非住家の罹災証明書は下記部署での発行となります。

ア 事業用家屋→商工振興課

イ 農業用家屋→農政課

② 必要な書類等

ア 申請書

イ 本人確認書類の写し

※代理人の場合は、代理人選任届

※相続人の場合は、相続人であることが分かる書類

ウ 被害状況が分かる写真

※被災状況が分かるよう複数枚の写真を用意してください。

※写真がない場合でも罹災証明書の申請は可能です。

③ 申請できる人

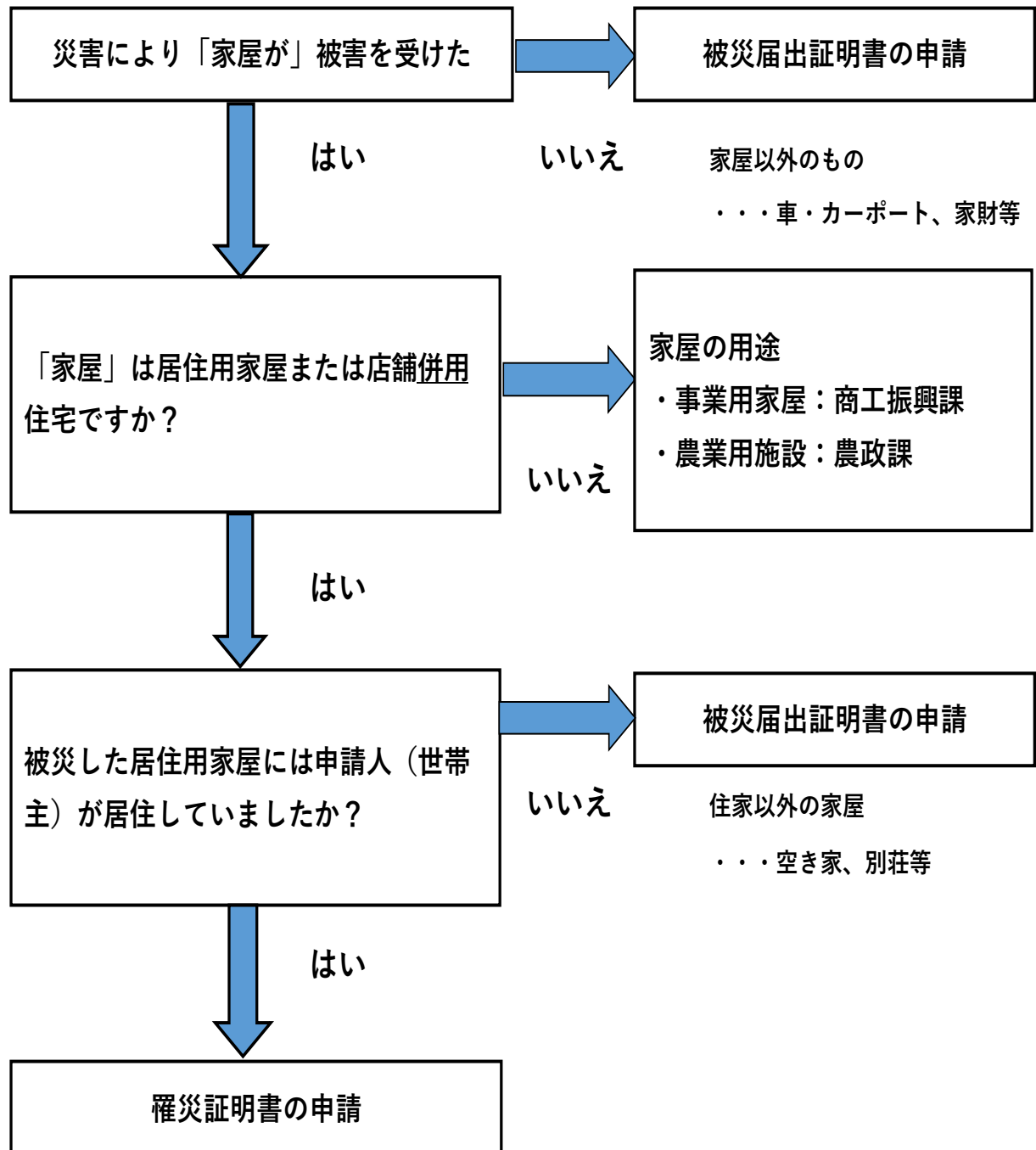
ア 世帯主

イ 同居の親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

ウ 相続人

エ 代理人(代理人選任届が必要)

(3)罹災証明書申請における確認事項



<罹災証明申請書記入例>

記入例		罹 災 証 明 申 請 書	
佐久市長		年 月 日	
申請者 (世帯主)	住所 〒385-8501 佐久市中込 3098	電話番号 0267-62-2111	
	(現在の連絡先)	電話番号	
	(ふりがな) さく たろう		
	氏 名 佐久 太郎	生年月日 昭和〇〇年〇月〇日	
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	佐久 太郎	世帯主	〇〇歳
	佐久 花子	妻	〇〇歳
	佐久 健太郎	子	×歳
窓口に 来られた方 (申請者と同じ 場合は不要)	住所 〒	電話番号	
	(ふりがな)		
	氏 名	申請者との関係	
	罹災原因	令和〇年〇月×日の 台風〇〇号 による	
被災住家 [※] の 所在地	申請者住所と同じ場合は記入不要		
申請者と罹災 物件との関係	☐ 持家(自宅) ☐ 借家 ☐ 親族所有 その他()		
住家の被害	☐ 浸水被害(□床上 □床下) ☐ その他被害(以下に記入) 前30cmの床上浸水		
使用目的又は 提出先	保険金請求のため	必要 枚数	1枚
写真による被害 区分の判定 [※]	☐ 写真による被害区分の判定では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって 調査に代えるため、写真等の添付が必要となります。(現地調査は行いません。) ☐ 文付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」 に相当する場合のみとなります。 ☐ 上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。		
※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。			
本人確認	交付方法	写 真	担当者
	☐ 窓口	☐ 添付者 ☐ 添付票	
	☐ 郵送 [□住所外へ郵送 [※]] 〒		

※住所と違うところ郵送を希望される場合は郵送先を記入してください。

・「申請者」は世帯主の住所氏名を記入する。
 ・同居人や親族(婚姻の届出をしない
 が、事実上婚姻関係と同様の事情に
 ある者を含む)が手続きする場合には、
 「窓口に来られた方」にも住所氏名
 を記入する。
 ・同居人や親族(婚姻の届出をしない
 が、事実上婚姻関係と同様の事情に
 ある者を含む)以外の者(友人・知人)
 が手続きする場合には委任状(代理
 人選任届)を添付する。
 ・印鑑は不要

・被害の内容を記入する。(その他被害の
 場合には、その被害内容について記入す
 る。)

水による被害の場合	床下浸水	床上浸水(約〇〇cm)
風による被害の場合	風害破損(屋根)	風害破損(外壁・窓)
その他被害の場合	具体的な内容を記入	

・写真があれば添付する。

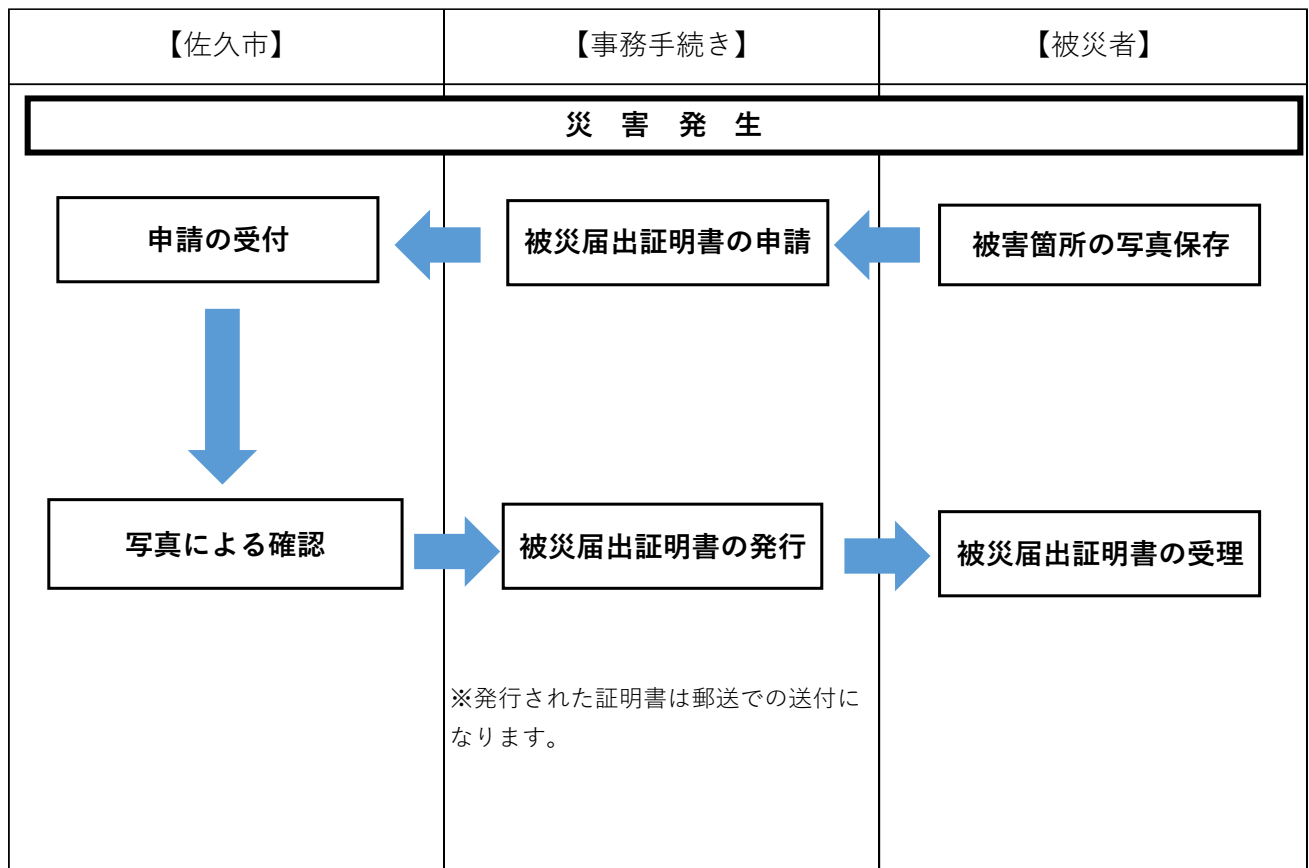
Ⅱ 被災届出証明書

1 被災届出証明書について

被災届出証明書は、自然災害により住家以外の物件(倉庫・車両・家財等)に受けた被害について、市に届け出たことを証明するものです。

被災届出証明書は被害の程度の判定は行いません。

2 被災届出証明書発行までの流れ



3 被災届出証明書の申請

(1)被災届出証明申請書の申請

①申請書受付窓口は、佐久市役所税務課及び臼田・浅科・望月支所になります。また、郵送・電子申請でも申請は可能ですが、郵送・電子申請は本庁のみの対応となります。

※大規模災害発生時は、特設会場等を設ける場合があります。

②受付開始は災害直後より開始します。

※申請書の受付締め切りは設けませんが、時間の経過により災害との因果関係の確認が困難となるため、概ね2ヶ月以内に申請をしていただきますようお願いします。

(2)必要な書類等

ア 申請書

イ 本人確認書類の写し

※代理人の場合は、代理人選任届

※相続人の場合は、相続人であることが分かる書類

ウ 被害状況が分かる写真(携帯、スマートフォンによる提示も可能)

※被災状況が分かるよう複数枚の写真を用意してください。

※被災届出証明書は写真の提出が必要となります。写真を提出できない場合は税務課資産税係にご相談ください。

(3)申請できる人

ア 世帯主

イ 同居の親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)

ウ 相続人

エ 代理人(代理人選任届が必要)

<被災届出証明申請書記入例>

(様式1)

被災届出証明申請書			
記載例		令和 年 月 日	
佐久市長 様		申請人 住 所 佐久市中込 3056 番地 氏 名 佐久 一郎 電話番号 0267-62-2111 代理人 住 所 佐久市中込 3056 番地 氏 名 佐久 花子 電話番号 0267-62-2111	
使用目的 又は提出先	保険金請求のため(〇〇損保(株)) 等		必要枚数 1 通
申請人と被災 物件との関係	☒ 所有物件 ☐ 親族所有物件 ☐ 借物件 ☐ その他 ()		
被災日時	令和 元 年 10 月 12~13 日 午前・午後 時 分頃		
被災物件所在地	佐久市中込 3056 番地		
被災の内容	令和元年台風19号による被災 ・床上浸水により、タンス、冷蔵庫が水没した。 ・〇〇川の氾濫により車(車種・ナンバー)が水没した。 ・強風によりカーボートの屋根が破損した。		
被災届出証明書			
		被災届出証明	第 号
上記のとおり被災の届出を受理したことを証明します。			
令和 年 月 日		佐久市長	

・「申請人」は所有者の住所氏名を記入。
 ・所有者の親族が手続きする場合には、「代理人」にも住所氏名を記入。
 ・所有者の親族以外の者(友人・知人)や借りている者が手続きする場合には委任状(代理人選任届)を添付。
 ・印鑑は不要

・被災の内容を明確・具体的に記入。
被災の状況が分かる写真を添付またはデータの提示。